

患者等搬送事業者（民間車両）の 利用について

緊急性の低い方で交通手段がない場合（入退院や通院、転院、社会福祉施設等への送迎時など）に、移動手段としてご利用頂ける患者等の搬送事業があります。

大崎地域広域行政事務組合消防本部では、患者等搬送事業を利用される方の安全と利便を確保するため、応急手当等の講習を受講した乗務員が常時乗務することや、必要な資器材を積載することなど、一定の基準に適合する搬送事業者について認定制度を設けています。

救急車を呼ぶほどではないが、交通手段がないなどの場合には、患者等搬送事業者（民間車両）をご利用ください。

※詳しいサービス内容や利用料金などは、各事業所に直接ご確認下さい。

ただし、民間車両は緊急車両ではありませんので、赤色灯やサイレンはありません。
緊急を要する場合には、迷わず119番通報し、救急車を要請して下さい。

患者等搬送事業者認定一覧表

【平成27年12月1日現在】

事業者名	所在地	連絡先
有限会社 古川観光タクシー	大崎市古川北町一丁目3番28号	0229(22)1125
有限会社 昭和タクシー	大崎市古川字上古川屋敷77-1	0229(23)3033
有限会社 西古川タクシー	大崎市古川新堀字旭町5番地1	0229(26)2323
松山タクシー 株式会社	大崎市松山千石字松山313番地3	0229(55)2222